

放課後児童クラブの充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月3日

提出者

福井竜夫  
吉野和彦  
大屋俊弘

岩田浩岳  
池田一  
福田正明

多々納剛人  
尾村利成

(別紙)

## 放課後児童クラブの充実を求める意見書

少子化、人口減少に歯止めがかからず、こどもを取り巻く状況が深刻化する中、来年度には、こども政策の新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、こどもの居場所づくりなどを政府一丸となって推進される。また岸田内閣においては、「異次元の少子化対策」を掲げ、学童保育の充実をはじめ、少子化対策の基本的な方向性を示すとともに、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示するとされたところである。

昔は学校が終われば、こどもたち同士声を掛け合って自由に遊び、守られた環境で家に帰るまでの時間を過ごすことができていた。現代社会においては、このような場所や時間はどんどん少なくなっている。

こうした中、放課後児童クラブは、放課後に違う学年のこどもと一緒に生活する中で、社会での様々なルールなどを身につけるとともに、こどもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。また、核家族化が進み、女性の就業率が伸び続ける中、放課後児童クラブの需要は増加する一方であり、多様化する利用ニーズへの対応も近年特に求められるようになってきている。こどもを生み育てやすい社会をつくるためには、保育所の卒園後、学童期においても子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務であり、放課後児童クラブの役割はますます大きくなっている。

このような放課後児童クラブの重要性を認識され、安定的な運営や、更なる保育環境の充実を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と給与体系の確立

放課後児童クラブを支える支援員は、平日夕方からの短時間勤務が主であり、施設毎の給与体系も異なり給与が不十分なため、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等に繋がっている。

放課後児童支援員が十分な収入を得られるように、補助率のかさ上げ、給与体系の確立を含め、人員確保・定着に向けたさらなる処遇の改善や働きやすい環境の整備などについて、早急に検討すること。

#### 2. 放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実

開設にあたって、施設整備についての国の交付基準額の増額や、保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、放課後児童クラブを併設する場合の保育所の施設整備への支援等を図ること。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度の充実を図ること。

運営費支援について、実績による精算方式から、運営努力の成果が事業の充実などに活用できる仕組みとなるよう、見直しを図ること。また、保育所の人材や空きスペースなどを使った小規模の預かりへの支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

島根県議会

(提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣

【令和5年3月3日原案可決】